９　住まい

●住宅改修費の給付

●住宅資金の貸付

●公営住宅の優遇制度

９　住まい

住宅改修費の給付

日常生活用具費の支給（居宅生活動作補助用具）

窓口　障害者福祉課
電話番号：224-5785

障害のある方が、居宅で生活しやすいように、その方の障害に応じて使いやすく住宅の改修（善）（軽易なもの）を行う際、給付が受けられます。**＊必ず事前（工事を計画する段階）にご相談ください。**

（対　　象）市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢、体幹又は移動機能障害のいずれかの等級が１～３級の方。ただし、特殊便器への便器の取替えをする場合は、上肢障害１～２級が要件となります。
難病患者等については、下肢または体幹機能の障害がある方。

（対象工事）①手すりの取り付け
②段差の解消
③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え
⑤様式便器等への便器の取替え　など
＊新築、改築、増築の工事は除きます。また、介護保険が利用できる方は対象外です。
＊対象者が住宅の所有者でない場合には、所有者の承諾が必要となります。

（申　　請）事前相談の際にご案内します。

（給 付 額）原則１割の自己負担です。また、給付金の上限は２０万円となります。

重度身体障害者居宅改善整備費の補助

窓口　障害者福祉課
電話番号：224-5785

重度の障害のある方が、居宅の構造部分または付帯設備を障害に応じて使いやすく改修（善）を行う際、補助が受けられます。
※必ず事前（工事を計画する段階）にご相談ください。
※予算に限りがあります。相談時期によっては、年度内に申請をお受けできない場合があります。

（対　　象）市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている方で、両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害等級が１級または２級の方。

（対象工事）次の①～②を除く日常生活の環境改善等に効果的と認められる住宅改修にかかる工事。※住宅の所有者でない場合には所有者の承諾が必要となります。
①介護保険の住宅改修、日常生活用具の支給（居宅生活動作補助用具）、その他公費負担の対象となる工事に要する経費。

②住宅の新築、改築、増築に伴う工事（前後１ヶ月の間に行われる工事を含む）に伴う経費

（申　　請）事前相談の際にご案内します。

（補　助　額）上限 40 万円

＊工事完了後、工事後の写真と実績報告を提出していただきます

【関連する制度】
介護保険住宅改修費支給制度……介護保険課
居宅改善費助成　　……高齢者いきがい課
住宅改修補助金　　……産業振興課
＊詳しくは、各窓口までお問い合わせください

住宅資金の貸付

生活福祉資金（住宅資金）

障害のある方、低所得者、高齢者世帯を対象に、住宅の増築、改築、補修等に必要な資金をお貸しします。

（対　　象）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、あるいはその方を扶養している世帯の方。

（内　　容）住宅資金の貸付

＊現在の貸付限度額、措置期間、償還期間、融資率は、窓口にて確認してください。また融資にあたっては申込条件、審査があり、融資率は、変更されることがあります。

（参　　考）・貸付限度額　250 万円
・据置期間　　６月以内
・償還期間　　７年以内
・利　　率　　連帯保証人あり…無利子
連帯保証人なし…据置期間経過後年 1.5%

＊その他の生活福祉資金については、１２０ページ参照

（窓　　口）**社会福祉法人川越市社会福祉協議会**
川越市小仙波町 2-50-2
電話番号：049-225-5703
ＦＡＸ番号：049-226-7666

公営住宅の優遇制度

公営住宅の入居の優遇	市（県）営住宅への申し込みを行う障害者世帯は、入居の際、優遇される場合があります。優遇内容の詳細については、下記窓口へお問合せください。 （対　　象）申告者又は同居する親族が次のいずれかに該当する方。 ①身体障害者手帳１・２・３・４級の方 ①　療育手帳Ⓐ・Ａ・Ｂの方 ②　精神障害者保健福祉手帳１・２級の方 （受付時期）①市営住宅　　概ね毎年１月 ②県営住宅　　毎年１月、４月、７月及び１０月 （窓　　口）①市営住宅についての問合せ先 **建築住宅課** 川越市小仙波町２－５０－１ 電話番号：０４９－２２４－６０４９ FAX 番号：０４９－２２４－８９６５ **埼玉県住宅供給公社川越支所** 川越市的場２２１８－４　ベルアート３０１号室 電話番号：０４９-２２７-６４１８ ＦＡＸ番号：０４９-２３３-５３５３ ②県営住宅についての問合せ先 **埼玉県住宅供給公社川越支所** 川越市的場２２１８－４　ベルアート３０１号室 電話番号：０４９-２２７-６４０８ ＦＡＸ番号：０４９-２３３-５３５３